

申告はお早めに

町・県民税の申告時期が近づきました

申告受付期間 2月16日(金) ~ 3月15日(木)

町・県民税、所得税の申告の時期になりました。町・県民税の申告を町内各地(下記日程のとおり)で行いますので、なるべく指定された日に申告していただくようお願いいたします。また、指定された日に都合がつかない方も、できるだけ申告受付期間内(土・日曜は除く)にお早めに申告をしてください。

町・県民税の申告

申告が必要な方

平成19年1月1日現在、町内に住んでいて(住民登録の有無に関係なく実際に町内に住んでいる方)、平成18年中に所得がある方で次のいずれかに該当する方。

給与所得(パート、アルバイトの賃金を含む)で次に該当する場合

(ア)勤務先から役場に給与支払報告書の提出がない方

(イ)給与所得以外に家賃、配当、原稿料、年金等の所得があった方

(ウ)2か所以上から給与を受けていた方

(エ)医療費、雑損、寄付金などの控除を受けようとする方

(オ)平成18年中に会社を退職した方

公的年金等の所得があった方(公的年金等は雑所得として申告の対象になります)

収入(所得)がなかった方や療養中であつた方でも、税法上の扶養になっていない方は申告してください。

申告に必要なもの

申告書(送付されたもの)

印鑑

給与と所得者は源泉徴収票、または給与支払明細書

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、平成18年中に支払った社会保険料(国民健康保険など)の領収書または証明書、生命保険料や損害保険料などの支払額の証明書

医療費控除を受ける方は医療費の領収書など

障害者控除を受ける方は障害者手帳など

その他申告に必要な関係書類

給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方

申告書が届いていない方も申告が必要な方に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

給与のみの所得で勤務先から役場に給与支払報告書の提出がある方

申告書が届いていない方も申告が必要な方に該当する場合は必ず申告してください。申告書は受付会場に用意してあります。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税の申告は、児童手当や保育所入所、年金、公営住宅入居や事業資金等の申請などの各種証明の基礎資料になりますので、期間内に忘れずに申告してください。

町・県民税の申告受付日程

受付時間 9時 ~ 15時30分

日程	場所	対象地区
2月16日(金)	小針新宿集会所	小針新宿全地区、寿1丁目
2月19日(月)	光ヶ丘公民館	羽貫全地区、小針内宿全地区、寿2・3丁目
2月20日(火)	総合センター2階多目的ホール	小室4001 ~ 6000番地
2月21日(水)	総合センター2階多目的ホール	小室6001 ~ 9000番地
2月22日(木)	総合センター2階多目的ホール	小室9001 ~
2月23日(金)	役場3階第1会議室	大針全地区
2月26日(月)	役場3階第1会議室	本町1・2丁目
2月27日(火)	役場3階第1会議室	寿4・5丁目、本町3丁目
2月28日(水)	ゆめくる2階会議室	小室1 ~ 4000番地
3月1日(木)	ゆめくる2階会議室	栄全地区
3月2日(金) ~ 15日(木)	役場3階第3会議室	全地区

3月8日(木)のみ役場3階第1会議室で受付を行います。

駐車場には限りがあります。また、会場によっては駐車場のないところもありますので、車の利用はなるべくご遠慮ください。

確定申告はお早めに

上尾税務署では、2月16日(金)から3月15日(木)まで確定申告を受け付けします。

なお2月18日(日)および25日(日)は、申告書用紙の配布、申告相談および申告書の收受等の受付を実施します。(現金納付の窓口業務は行いません。)

申告納税制度の趣旨から確定申告等の書類は、ご自分で作成し郵送等で提出していただく「自書申告」を推進してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

白色申告者で事業所得(営業や農業等)、不動産所得、山林所得のある人は、必ず収支内訳書を添付してください。土地、建物等売った場合の譲渡所得、贈与税および消費税等については、直接上尾税務署に申告してください。

自宅のパソコンからインターネットで24時間いつでも確定申告書の作成ができる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



http://www.nta.go.jp
所得税の申告等問合せ・申告書郵送先

【上尾税務署】〒362-8504上尾市大字西門前57個人課税第一部門(申告案内窓口) ☎770-1804

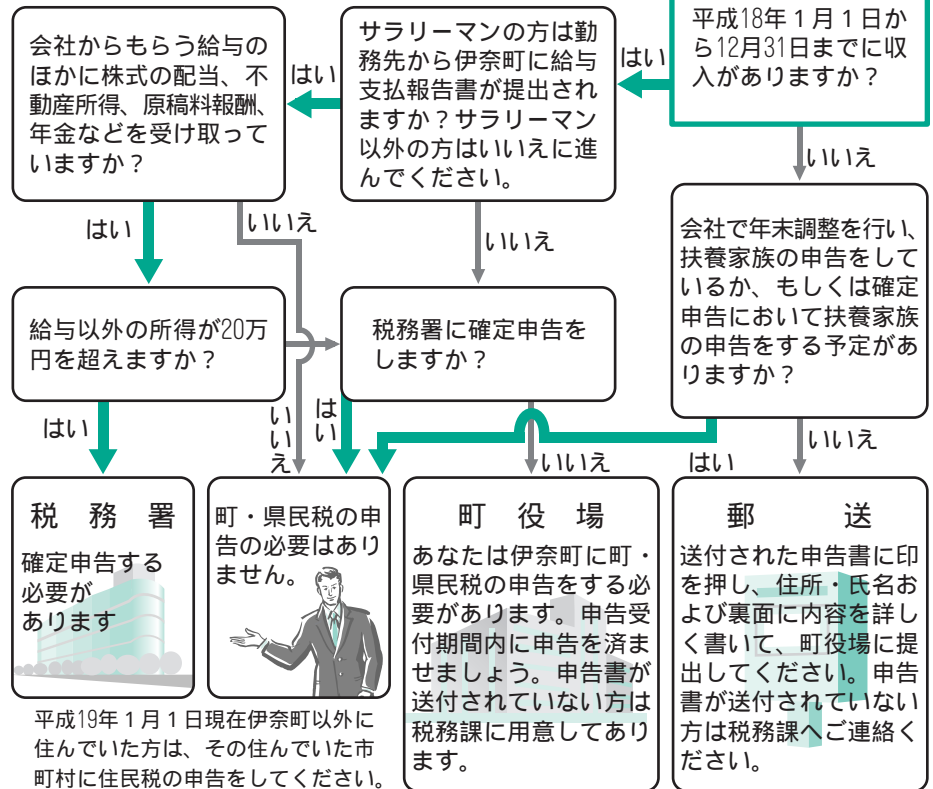
青色申告書納税相談

日程 2月21日(水)・2月28日(水)
 受付時間 9時30分～12時、
 13時30分～15時30分
 場所 商工会館
 内容 納税相談(申告書受理)
 電話 伊奈町商工会 ☎722 - 3751

償却資産の申告はお済みですか？

法人、個人事業主のみなさんが、事業のために使用している機械・器具・備品等の償却資産は、申告が必要です。
 今年の申告期限は1月31日までとなっていましたがお済みですか。
 まだ申告をしていない方は、至急申告をしてください。
 また、申告書の記入方法がわからない方や、申告用紙が届いていない方は税務課固定資産税係 ☎2154へご連絡ください。

あなたは必要？町・県民税の申告 ←...はい...いいえ

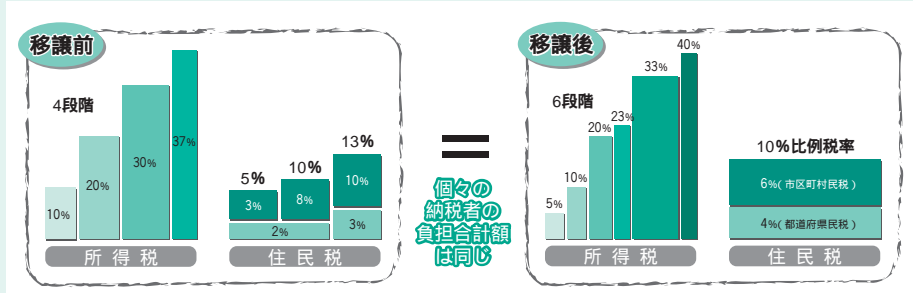


所得税・住民税

税源移譲によって納税者の負担は 増える？ 減る？

国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。これに伴い、みなさんが納めている住民税が平成19年度分から大きく変わります。

住民税所得割の税率は、税源移譲前は課税所得金額に応じて5%～13%の3段階であったものが一律10%に、所得税の税率は、10%～37%の4段階であったものが、5%～40%の6段階になります。人的控除の差に対応した減額措置などが講じられることにより、税源移譲の前後で「住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。



人的控除の差について

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担は増えてしまうことになります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないようにしています。

電話 税務課町民税係 ☎2152

住民税と所得税の人的控除の差(例)

控除の種類	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	一般	38万円	5万円
	老人	38万円	10万円
扶養控除	一般	38万円	5万円
	特定	45万円	18万円
	老人	38万円	10万円
同居老人	一般	45万円	13万円
	特定	45万円	13万円
障害者控除	普通	26万円	1万円
	特別	30万円	10万円
寡婦	一般	26万円	1万円
	特別	30万円	5万円
勤労学生控除	26万円	27万円	1万円